

## 訪日個人観光旅行取扱マニュアル

### （取扱旅行会社）

1. 中華人民共和国国民訪日個人観光旅行（以下「訪日個人観光旅行」という。）を取り扱おうとする旅行会社（以下「日本側旅行会社」という。）は、「訪日団体観光旅行取扱マニュアル」1.の規定により、観光庁から日本側訪日団体観光旅行取扱旅行会社としての指定を受けていなければならない。

### （旅行取扱契約書）

2.
  - (1) 日本側旅行会社は、訪日個人観光旅行の取扱いを開始するまでに、在中国日本国大使館又は総領事館（以下「査証取扱公館」という。）が指定する中国側訪日個人観光旅行取扱会社（以下「中国側旅行会社」という。）との間で訪日個人観光旅行取扱契約書を締結しなければならない。
  - (2) (1)に規定する契約書については、観光庁が作成した「訪日個人観光旅行取扱契約書における必要記載事項」（別添参照）に定めた全ての事項を盛り込まなければならない。

### （招へい保証書）

3.
  - (1) 日本側旅行会社は、中国側旅行会社が行う訪日個人観光旅行のための査証代理申請に必要な招へい保証関係書類の発行に際し、申請者が査証を取得する者として適切な者であることを確認できる書類、申請者の旅券の写し等の必要な文書を事前に取得するものとする。
  - (2) 日本側旅行会社は、招へい保証書を発行後、査証発給前に、身元保証を行った訪日個人観光旅行が中止となった場合は、中国側旅行会社に当該招へい保証書の廃棄を要請するとともに、査証取扱公館にその旨連絡を取ることとする。
  - (3) 日本側旅行会社は、当該旅行に関して定められた事項が履行されない事実が判明した場合は、招へい保証の取下げを査証取扱公館に申出ることとする。
  - (4) 日本側旅行会社は、査証発給後、身元保証を行った訪日個人観光旅行において、出発日の変更、日本国入出国日の変更又は旅行の取消しのいずれかの事由が発生した場合には、査証取扱公館に申出ることとする。

(滞在期間)

4. 訪日個人観光旅行の日本滞在期間は、到着日を含めず、15日以内とする。

(日本側旅行会社の責務)

5.

(1) 日本側旅行会社は、宿泊施設に旅行者の到着状況を確認するなど、日本滞在中の旅行者の日程の管理を行うものとする。

(2) 日本側旅行会社は、旅行者の帰国を確認し、8. に規定する帰国報告書を提出するための担当者を帰国日の空港に配置するものとする。

(3) 日本側旅行会社は、旅行者の旅券の写し及び旅行日程表を8. に規定する帰国報告書を提出するまで適切に保存するものとする。

(不適切事案の発生の防止等)

6.

(1) 日本側旅行会社及び中国側旅行会社は、訪日個人観光旅行における不適切事案の発生の防止及び発生時の対応マニュアルを定め、不適切事案の発生防止に努めるものとする。

(2) 日本側旅行会社は、旅行者が出国時の航空便に予定どおり搭乗しなかった場合(事故、疾病その他やむを得ない事情があることが確認できている場合を除く。)には、当該旅行者が失そうしたものとみなし、対応マニュアルを踏まえ第一義的に対処するものとする。

(事故等発生報告書)

7. 日本側旅行会社は、旅行者が事故、疾病、失そうその他の事由により出国時の航空便に予定どおり搭乗しないこととなったときは、様式1による事故等発生報告書を速やかに報告先に提出するものとする。

なお、失そう時の事故等発生報告書については、失そうが明らかになった日の翌日までに提出するものとする。(なお、失そうが明らかになった日の翌日が休日(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)をいう。)である場合は、その休日(休日が連続する場合には、その最後の日)の翌日までとする。)

(帰国報告)

8. 日本側旅行会社は、旅行者が帰国したときは、航空会社が捺印する様式2の帰国報告書を、旅行取扱い月(日本到着日基準)ごとにまとめて、様式3の総括表を添付の上、旅行取扱い翌月末までに観光庁に郵送で提出するものとする。

(ペナルティ制度)

9. 観光庁は、訪日個人観光旅行の制度に係る悪用事例に関与した場合、本取扱マニュアルに従わなかった場合、身元保証を行った旅行者に失そうが発生した場合には、日本側旅行会社に対して、別に定めるペナルティ制度に基づき、訪日個人観光旅行の取扱いの停止を含め厳正に対処することができる。